

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年2月10日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年8月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新等および東京証券取引所の市場区分見直し等に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

なお、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において、「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型	内外	不動産投信	MRF	特殊型 ()
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回 年4回 年6回	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
債券	(隔月)	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング			その他 (合成ベンチ マーク)	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年12回 (毎月) 日々 その他 ()					その他 ()
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけ

ます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

内外の債券・株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図るため各資産の指数を独自に合成した指数をベンチマークとし、当該ベンチマークと同程度の投資成果をあげることがをめざします。

ファンドの特色

特色

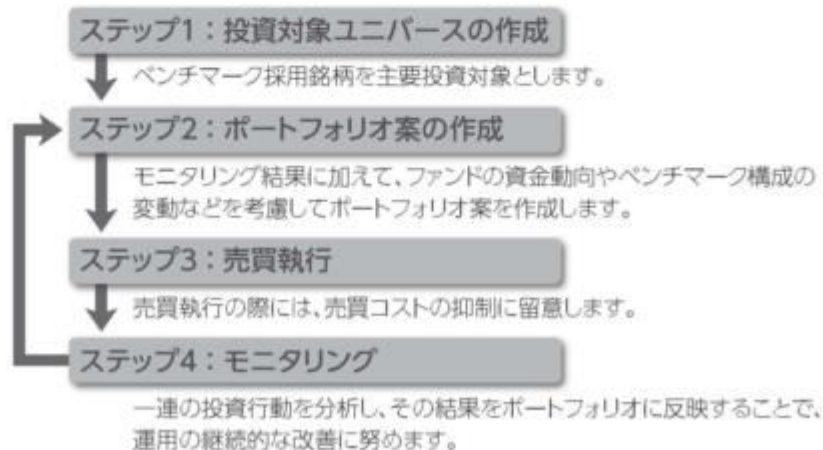
1 主として、日本債券インデックスマザーファンド、TOPIXマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよび外国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、内外の主要金融資産にバランスよく分散投資を行います。

マザーファンドの基本方針は以下の通りです。

ファンド名	基本方針
日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
TOPIXマザーファンド	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

マザーファンドの債券や株式の実質投資比率は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

マザーファンドの運用プロセスは以下の通りです。



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色2

国内債券32%、国内株式35%、外国債券10%、外国株式20%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるパッシブ運用を行い、委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマーク^(注1)として、ベンチマークと同程度の投資成果をあげることをめざします。

委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA-BPI総合インデックス32%、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)35%、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)10%、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)20%、無担保コール翌日物レート(短資協会発表)の平均値3%を合成したものです。

資産配分については、三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言を受けることとします。^(注2)

長期的な運用環境の動向等により、基本ポートフォリオを見直す場合があります。

(注1)ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

(注2)投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

特色3

原則として、為替ヘッジは行いません。

実質的な組入外貨建資産については為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の債券・株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- ・年1回の決算時(5月12日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

指数について

NOMURA-BPI総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

MSCIコクサイインデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIコクサイインデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイインデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIコクサイインデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況(2021年5月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

- 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
- 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
- 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

<訂正後>

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況(2021年11月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本債券インデックスマザーファンド、TOPIXマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよび外国株式インデックスマザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。)および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 16. において同じ。)で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 以下16. において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1. から23. に該当するものを除きます。)
25. 外国の者に対する権利で23. および24. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 信託の受益権(金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から5. に該当するものを除きます。)
 7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。)
 8. 外国の者に対する権利で5. から7. の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

日本債券インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、NOMURA - B P I 総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

NOMURA - B P I 総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている公社債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・公社債の実質投資比率(組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総

額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

TOPIXマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国債券インデックスマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・ 公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）

す。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

外国株式インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に採用されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

・株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

<訂正後>

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本債券インデックスマザーファンド、TOPIXマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよび外国株式インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1.から23.に該当するものを除きます。)
 25. 外国の者に対する権利で23.および24.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権(金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1.から5.に該当するものを除きます。)
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。)
8. 外国の者に対する権利で5.から7.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

日本債券インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、NOMURA - B P I総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

NOMURA - B P I総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている公社債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・公社債の実質投資比率(組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

TOPIXマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

上記は2022年4月4日以降、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、以下の通り変更となります。

TOPIXマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。

株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国債券インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に採用されている国債を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・ 公社債の実質投資比率(組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・ 銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とし

ます。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

外国株式インデックスマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- 株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

- 銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザー

ファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

- ・当ファンドは、ベンチマークと同程度の投資成果をあげることをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

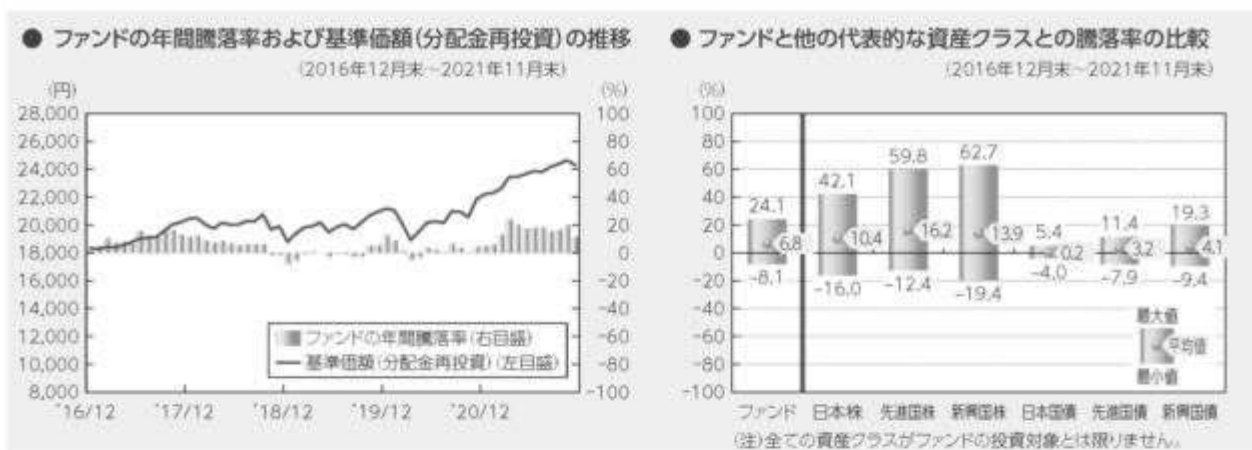
内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から

当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本が

ら当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(成長型)】

(1)【投資状況】

令和 3年11月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,648,700,164	96.96
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		302,389,752	3.04
純資産総額		9,951,089,916	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	1,531,168,045	2.1408	3,278,054,361	2.2181	3,396,283,840	34.13
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	2,412,375,362	1.3458	3,246,574,763	1.3486	3,253,329,413	32.69
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	439,407,009	3.9605	1,740,271,460	4.5285	1,989,854,640	20.00
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	435,727,602	2.2643	986,620,515	2.3162	1,009,232,271	10.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	96.96
合計	96.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間末日（平成24年 5月14日）	4,604,023,393	4,604,023,393	10,787	10,787
第12計算期間末日（平成25年 5月13日）	6,308,036,748	6,308,036,748	14,602	14,602
第13計算期間末日（平成26年 5月12日）	6,577,359,901	6,577,359,901	15,049	15,049
第14計算期間末日（平成27年 5月12日）	7,125,245,315	7,125,245,315	18,132	18,132
第15計算期間末日（平成28年 5月12日）	6,895,524,970	6,895,524,970	16,954	16,954
第16計算期間末日（平成29年 5月12日）	7,677,987,175	7,677,987,175	18,763	18,763
第17計算期間末日（平成30年 5月14日）	8,537,262,981	8,537,262,981	20,237	20,237
第18計算期間末日（令和 1年 5月13日）	8,522,697,617	8,522,697,617	19,567	19,567
第19計算期間末日（令和 2年 5月12日）	8,475,015,500	8,475,015,500	19,463	19,463
第20計算期間末日（令和 3年 5月12日）	10,508,050,553	10,508,050,553	23,173	23,173
令和 2年11月末日	9,727,316,394		21,721	
12月末日	9,907,713,488		22,084	
令和 3年 1月末日	10,003,657,368		22,169	
2月末日	10,086,030,190		22,486	
3月末日	10,558,536,900		23,323	
4月末日	10,601,345,704		23,321	

5月末日	10,726,562,790		23,525
6月末日	10,811,618,696		23,734
7月末日	10,712,691,504		23,667
8月末日	10,861,068,709		24,029
9月末日	10,733,168,149		24,237
10月末日	10,386,551,061		24,503
11月末日	9,951,089,916		24,161

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第11計算期間	3.25
第12計算期間	35.36
第13計算期間	3.06
第14計算期間	20.48
第15計算期間	6.49
第16計算期間	10.67
第17計算期間	7.85
第18計算期間	3.31
第19計算期間	0.53
第20計算期間	19.06
第21中間計算期間	6.72

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第11計算期間	496,629,506	268,214,770	4,267,928,426
第12計算期間	479,436,473	427,385,954	4,319,978,945
第13計算期間	566,914,647	516,144,882	4,370,748,710
第14計算期間	862,967,407	1,303,977,581	3,929,738,536
第15計算期間	480,651,250	343,168,605	4,067,221,181
第16計算期間	476,190,654	451,218,247	4,092,193,588
第17計算期間	484,408,140	358,045,833	4,218,555,895
第18計算期間	459,319,920	322,182,975	4,355,692,840
第19計算期間	519,460,686	520,831,629	4,354,321,897
第20計算期間	606,365,554	426,097,371	4,534,590,080
第21中間計算期間	317,563,638	734,214,770	4,117,938,948

(参考)

日本債券インデックスマザーファンド

投資状況

令和 3年11月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	551,075,341,350	83.93
地方債証券	日本	33,474,476,801	5.10
特殊債券	日本	32,189,440,644	4.90
社債券	日本	34,329,319,000	5.23
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		5,513,868,682	0.84
純資産総額		656,582,446,477	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 3年11月30日現在

(単位:円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率(%)
債券先物取引	買建	日本	1,215,520,000	0.19

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 3年11月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第359回利付国債(10年)	7,130,000,000	100.82	7,188,825,200	101.11	7,209,428,200	0.100000	2030/6/20	1.10
日本	国債証券	第360回利付国債(10年)	6,720,000,000	100.71	6,768,222,100	101.01	6,788,073,600	0.100000	2030/9/20	1.03
日本	国債証券	第356回利付国債(10年)	6,560,000,000	101.03	6,627,648,300	101.29	6,644,886,400	0.100000	2029/9/20	1.01
日本	国債証券	第146回利付国債(5年)	6,440,000,000	100.89	6,497,955,100	100.85	6,494,997,600	0.100000	2025/12/20	0.99
日本	国債証券	第363回利付国債(10年)	6,410,000,000	100.62	6,450,157,500	100.57	6,446,537,000	0.100000	2031/6/20	0.98
日本	国債証券	第350回利付国債(10年)	6,340,000,000	101.15	6,413,226,900	101.20	6,416,270,200	0.100000	2028/3/20	0.98
日本	国債証券	第345回利付国債(10年)	6,340,000,000	101.01	6,404,451,100	101.01	6,404,351,000	0.100000	2026/12/20	0.98
日本	国債証券	第138回利付国債(5年)	6,250,000,000	100.57	6,285,636,200	100.47	6,279,562,500	0.100000	2023/12/20	0.96
日本	国債証券	第144回利付国債(5年)	6,180,000,000	100.85	6,232,574,500	100.78	6,228,451,200	0.100000	2025/6/20	0.95
日本	国債証券	第358回利付国債(10年)	6,030,000,000	100.87	6,082,932,200	101.20	6,102,782,100	0.100000	2030/3/20	0.93
日本	国債証券	第348回利付国債(10年)	5,740,000,000	101.10	5,803,339,100	101.13	5,805,263,800	0.100000	2027/9/20	0.88
日本	国債証券	第346回利付国債(10年)	5,530,000,000	101.05	5,588,066,400	101.06	5,588,894,500	0.100000	2027/3/20	0.85
日本	国債証券	第362回利付国債(10年)	5,510,000,000	100.49	5,537,103,500	100.74	5,550,884,200	0.100000	2031/3/20	0.85
日本	国債証券	第364回利付国債(10年)	5,270,000,000	100.33	5,287,669,400	100.43	5,293,082,600	0.100000	2031/9/20	0.81
日本	国債証券	第349回利付国債(10年)	5,220,000,000	101.16	5,280,682,000	101.18	5,281,909,200	0.100000	2027/12/20	0.80
日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	5,180,000,000	101.13	5,238,963,300	101.32	5,248,427,800	0.100000	2029/3/20	0.80
日本	国債証券	第352回利付国債(10年)	5,150,000,000	101.19	5,211,396,200	101.26	5,215,147,500	0.100000	2028/9/20	0.79
日本	国債証券	第355回利付国債(10年)	5,000,000,000	101.07	5,053,982,100	101.32	5,066,400,000	0.100000	2029/6/20	0.77
日本	国債証券	第347回利付国債(10年)	4,900,000,000	101.08	4,953,165,500	101.08	4,953,312,000	0.100000	2027/6/20	0.75
日本	国債証券	第343回利付国債(10年)	4,870,000,000	100.95	4,916,645,300	100.96	4,916,752,000	0.100000	2026/6/20	0.75
日本	国債証券	第427回利付国債(2年)	4,860,000,000	100.23	4,871,561,500	100.22	4,870,935,000	0.005000	2023/8/1	0.74
日本	国債証券	第140回利付国債(5年)	4,840,000,000	100.60	4,869,223,300	100.57	4,867,830,000	0.100000	2024/6/20	0.74
日本	国債証券	第143回利付国債(5年)	4,760,000,000	100.79	4,798,045,000	100.74	4,795,462,000	0.100000	2025/3/20	0.73
日本	国債証券	第329回利付国債(10年)	4,690,000,000	101.80	4,774,699,100	101.43	4,757,395,300	0.800000	2023/6/20	0.72
日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	4,620,000,000	100.99	4,666,076,000	100.96	4,664,583,000	0.100000	2026/9/20	0.71
日本	国債証券	第145回利付国債(5年)	4,490,000,000	100.87	4,529,382,400	100.82	4,526,862,900	0.100000	2025/9/20	0.69
日本	国債証券	第361回利付国債(10年)	4,330,000,000	100.60	4,355,997,900	100.85	4,367,194,700	0.100000	2030/12/20	0.67
日本	国債証券	第357回利付国債(10年)	4,260,000,000	101.03	4,304,058,000	101.25	4,313,377,800	0.100000	2029/12/20	0.66

日本	国債証券	第423回利付国債（2年）	4,300,000,000	100.22	4,309,719,500	100.18	4,307,740,000	0.005000	2023/4/1	0.66
日本	国債証券	第339回利付国債（10年）	4,020,000,000	102.00	4,100,531,400	101.85	4,094,530,800	0.400000	2025/6/20	0.62

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	83.93
地方債証券	5.10
特殊債券	4.90
社債券	5.23
合計	99.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 3年11月30日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物21年12月限	買建	8	円	1,214,048,800	1,215,520,000	0.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

TOPIXマザーファンド

投資状況

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（%）
株式	日本	752,746,106,910	99.85
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		1,095,141,948	0.15
純資産総額		753,841,248,858	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 3年11月30日現在

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	7,261,680,000	0.96

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和3年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	14,426,800	1,822.54	26,293,522,001	2,001.00	28,868,026,800	3.83
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,784,200	11,790.86	21,037,256,856	13,825.00	24,666,565,000	3.27
日本	株式	キーエンス	電気機器	258,100	61,335.26	15,830,631,583	70,330.00	18,152,173,000	2.41
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	2,099,600	6,135.03	12,881,126,688	6,901.00	14,489,339,600	1.92
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	18,015,200	622.95	11,222,573,204	601.40	10,834,341,280	1.44
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	180,700	49,469.85	8,939,203,024	59,840.00	10,813,088,000	1.43
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,268,900	3,081.72	10,073,848,870	3,125.00	10,215,312,500	1.36
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1,675,900	8,054.50	13,498,549,103	6,030.00	10,105,677,000	1.34
日本	株式	HOYA	精密機器	555,800	15,429.74	8,575,849,588	18,020.00	10,015,516,000	1.33
日本	株式	日本電産	電気機器	738,200	13,029.46	9,618,347,398	13,000.00	9,596,600,000	1.27
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,369,900	5,966.05	8,172,893,985	6,688.00	9,161,891,200	1.22
日本	株式	信越化学工業	化学	479,000	19,280.07	9,235,155,050	19,000.00	9,101,000,000	1.21
日本	株式	ダイキン工業	機械	362,900	24,566.64	8,915,236,417	23,150.00	8,401,135,000	1.11
日本	株式	任天堂	その他製品	160,800	58,883.75	9,468,507,155	50,100.00	8,056,080,000	1.07
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,944,500	4,021.63	7,820,072,173	3,703.00	7,200,483,500	0.96
日本	株式	三菱商事	卸売業	2,102,000	3,375.37	7,095,041,431	3,391.00	7,127,882,000	0.95
日本	株式	村田製作所	電気機器	836,600	9,324.09	7,800,535,122	8,380.00	7,010,708,000	0.93
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,242,500	3,345.78	7,502,922,138	3,101.00	6,953,992,500	0.92
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	2,238,600	3,870.41	8,664,301,714	3,031.00	6,785,196,600	0.90
日本	株式	KDDI	情報・通信業	2,037,500	3,597.19	7,329,281,044	3,300.00	6,723,750,000	0.89
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	4,233,100	1,531.43	6,482,714,953	1,562.50	6,614,218,750	0.88
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,962,100	3,468.60	6,805,749,035	3,260.00	6,396,446,000	0.85
日本	株式	第一三共	医薬品	2,238,200	2,953.26	6,609,989,345	2,824.50	6,321,795,900	0.84
日本	株式	S M C	機械	83,400	69,438.52	5,791,173,246	72,650.00	6,059,010,000	0.80
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	321,600	16,767.62	5,392,468,129	17,840.00	5,737,344,000	0.76
日本	株式	三井物産	卸売業	2,178,400	2,451.36	5,340,060,613	2,557.00	5,570,168,800	0.74
日本	株式	ファナック	電気機器	250,000	25,899.23	6,474,809,106	22,245.00	5,561,250,000	0.74

日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	925,200	5,562.33	5,146,276,358	5,708.00	5,281,041,600	0.70
日本	株式	デンソー	輸送用機器	627,100	7,575.77	4,750,771,188	8,331.00	5,224,370,100	0.69
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3,592,600	1,618.88	5,815,989,770	1,402.00	5,036,825,200	0.67

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	水産・農林業	0.09
	鉱業	0.22
	建設業	2.18
	食料品	3.25
	繊維製品	0.46
	パルプ・紙	0.20
	化学	6.78
	医薬品	4.81
	石油・石炭製品	0.41
	ゴム製品	0.65
	ガラス・土石製品	0.77
	鉄鋼	0.71
	非鉄金属	0.69
	金属製品	0.64
	機械	5.36
	電気機器	19.77
	輸送用機器	8.06
	精密機器	3.01
	その他製品	2.18
	電気・ガス業	1.08
	陸運業	2.98
	海運業	0.43
	空運業	0.37
	倉庫・運輸関連業	0.17
	情報・通信業	8.63
	卸売業	5.08
	小売業	4.18
	銀行業	4.65
	証券、商品先物取引業	0.73
	保険業	1.91
その他金融業	1.13	
不動産業	1.87	
サービス業	6.41	

小計	99.85
合計	99.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 3年11月30日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 21年12月限	買建	383	円	7,663,245,650	7,261,680,000	0.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

外国債券インデックスマザーファンド

投資状況

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	133,739,145,112	46.56
	フランス	26,641,313,919	9.28
	イタリア	25,930,484,044	9.03
	ドイツ	19,204,669,099	6.69
	スペイン	17,953,060,437	6.25
	イギリス	17,470,651,653	6.08
	ベルギー	6,081,560,645	2.12
	カナダ	5,510,499,486	1.92
	オランダ	4,901,762,651	1.71
	オーストラリア	4,806,232,503	1.67
	オーストリア	3,788,285,879	1.32
	アイルランド	2,096,641,090	0.73
	メキシコ	1,837,244,739	0.64
	フィンランド	1,565,258,709	0.54
	デンマーク	1,380,887,814	0.48
	マレーシア	1,345,321,784	0.47
	ポーランド	1,339,713,381	0.47
イスラエル	1,323,240,132	0.46	
シンガポール	1,153,046,094	0.40	
スウェーデン	792,719,240	0.28	

	ノルウェー	632,896,731	0.22
	中国	610,889,034	0.21
	小計	280,105,524,176	97.53
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		7,107,706,523	2.47
純資産総額		287,213,230,699	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和3年11月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 241115	17,550,000	11,982.45	2,102,921,505	11,854.74	2,080,507,767	2.250000	2024/11/15	0.72
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260515	15,770,000	11,809.34	1,862,333,367	11,623.20	1,832,979,489	1.625000	2026/5/15	0.64
アメリカ	国債証券	3.375 T-BOND 481115	12,210,000	14,530.56	1,774,182,581	15,008.75	1,832,568,584	3.375000	2048/11/15	0.64
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 480815	12,820,000	13,544.46	1,736,400,946	14,024.81	1,797,981,792	3.000000	2048/8/15	0.63
アメリカ	国債証券	0.75 T-NOTE 260331	15,950,000	11,349.23	1,810,202,649	11,199.23	1,786,277,883	0.750000	2026/3/31	0.62
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 230331	15,000,000	11,367.10	1,705,065,301	11,349.00	1,702,350,286	0.125000	2023/3/31	0.59
アメリカ	国債証券	5.5 T-BOND 280815	11,750,000	14,483.78	1,701,845,294	14,380.35	1,689,691,151	5.500000	2028/8/15	0.59
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 310515	13,750,000	11,633.84	1,599,653,827	11,508.99	1,582,486,258	1.625000	2031/5/15	0.55
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	14,480,000	10,706.62	1,550,319,233	10,798.81	1,563,668,744	0.875000	2030/11/15	0.54
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280515	12,490,000	12,606.88	1,574,600,446	12,429.37	1,552,428,625	2.875000	2028/5/15	0.54
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 231115	13,040,000	12,044.59	1,570,614,630	11,876.96	1,548,756,341	2.750000	2023/11/15	0.54
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 241031	12,800,000	11,924.98	1,526,397,779	11,853.85	1,517,293,604	2.250000	2024/10/31	0.53
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	11,510,000	12,601.80	1,450,467,705	12,456.92	1,433,792,200	2.875000	2028/8/15	0.50
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 240531	11,730,000	11,881.89	1,393,746,572	11,748.97	1,378,154,713	2.000000	2024/5/31	0.48
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 280215	10,640,000	12,490.39	1,328,977,838	12,326.26	1,311,514,961	2.750000	2028/2/15	0.46
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300815	12,260,000	10,482.20	1,285,117,734	10,581.94	1,297,346,239	0.625000	2030/8/15	0.45
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250815	10,790,000	11,979.32	1,292,568,702	11,788.52	1,271,982,107	2.000000	2025/8/15	0.44
アメリカ	国債証券	3.125 T-NOTE 281115	9,940,000	12,811.21	1,273,434,932	12,673.80	1,259,775,742	3.125000	2028/11/15	0.44
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 230930	10,150,000	12,047.60	1,222,831,880	11,878.74	1,205,692,460	2.875000	2023/9/30	0.42
アメリカ	国債証券	2.125 T-NOTE 240331	10,160,000	11,934.64	1,212,559,806	11,769.41	1,195,772,828	2.125000	2024/3/31	0.42
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 270815	9,690,000	12,143.43	1,176,698,399	11,978.73	1,160,739,580	2.250000	2027/8/15	0.40

アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 290815	10,020,000	11,568.46	1,159,159,795	11,540.09	1,156,318,014	1.625000	2029/8/15	0.40
アメリカ	国債証券	2.375 T-BOND 510515	9,010,000	12,483.84	1,124,794,092	12,659.57	1,140,628,065	2.375000	2051/5/15	0.40
フランス	国債証券	5.5 O.A.T 290425	6,160,000	18,489.22	1,138,936,050	18,387.74	1,132,685,214	5.500000	2029/4/25	0.39
アメリカ	国債証券	0.375 T-NOTE 240915	10,000,000	11,327.26	1,132,726,158	11,258.34	1,125,834,144	0.375000	2024/9/15	0.39
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	10,070,000	10,989.73	1,106,666,450	11,025.46	1,110,264,673	1.125000	2031/2/15	0.39
ドイツ	国債証券	5.5 BUND 310104	5,500,000	20,043.94	1,102,416,840	19,998.72	1,099,929,727	5.500000	2031/1/4	0.38
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 240515	9,100,000	12,089.29	1,100,126,064	11,885.85	1,081,612,722	2.500000	2024/5/15	0.38
フランス	国債証券	2.5 O.A.T 300525	6,850,000	15,670.40	1,073,422,652	15,760.96	1,079,626,196	2.500000	2030/5/25	0.38
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300515	10,140,000	10,521.81	1,066,911,618	10,608.16	1,075,667,796	0.625000	2030/5/15	0.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	97.53
合計	97.53

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,004,982,443,661	70.08
	イギリス	57,687,572,204	4.02
	カナダ	47,997,960,312	3.35
	フランス	42,718,317,767	2.98
	スイス	41,341,675,454	2.88
	ドイツ	35,260,256,877	2.46
	オーストラリア	25,845,350,210	1.80

	オランダ	25,419,542,602	1.77
	スウェーデン	15,047,217,476	1.05
	デンマーク	10,944,168,123	0.76
	香港	10,821,783,912	0.75
	スペイン	9,263,610,034	0.65
	イタリア	7,388,266,606	0.52
	フィンランド	4,135,483,854	0.29
	シンガポール	3,659,869,198	0.26
	ベルギー	3,202,810,224	0.22
	アイルランド	2,659,917,700	0.19
	ノルウェー	2,630,578,553	0.18
	イスラエル	1,717,067,197	0.12
	ルクセンブルグ	1,244,141,317	0.09
	オーストリア	916,720,608	0.06
	ニュージーランド	913,298,245	0.06
	ポルトガル	641,303,532	0.04
	小計	1,356,439,355,666	94.59
投資証券	アメリカ	27,059,604,393	1.89
	オーストラリア	1,878,208,343	0.13
	イギリス	875,313,540	0.06
	シンガポール	551,339,719	0.04
	香港	463,679,245	0.03
	フランス	320,689,412	0.02
	オランダ	209,726,916	0.01
	カナダ	138,562,761	0.01
	小計	31,497,124,329	2.20
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		46,062,987,601	3.21
純資産総額		1,433,999,467,596	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 3年11月30日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	30,849,110,941	2.15
	買建	カナダ	1,366,856,232	0.10
	買建	ドイツ	5,172,336,822	0.36
	買建	オーストラリア	1,319,458,635	0.09
	買建	イギリス	1,660,658,076	0.12
	買建	スイス	1,206,765,400	0.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和3年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,577,295	14,826.38	53,038,351,974	18,230.50	65,215,893,669	4.55
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,533,790	29,418.58	45,121,936,645	38,298.39	58,741,695,420	4.10
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	97,290	373,536.37	36,341,353,523	405,199.81	39,421,890,381	2.75
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	175,507	76,260.68	13,384,284,289	129,355.35	22,702,769,816	1.58
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	64,433	270,372.31	17,420,899,404	331,140.09	21,336,350,044	1.49
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	62,454	290,732.97	18,157,436,964	332,467.79	20,763,943,706	1.45
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	534,074	18,255.57	9,749,827,869	37,971.87	20,279,791,276	1.41
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	513,560	35,812.87	18,392,061,301	38,457.67	19,750,322,597	1.38
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	648,525	18,190.87	11,797,238,413	18,343.13	11,895,982,988	0.83
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	227,724	38,091.20	8,674,281,818	46,283.91	10,539,957,440	0.74
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	201,963	47,187.67	9,530,164,792	51,424.04	10,385,753,391	0.72
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	564,360	19,089.20	10,773,182,405	18,174.75	10,257,106,143	0.72
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	617,826	13,549.39	8,371,167,043	14,802.32	9,145,261,245	0.64
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	284,370	32,449.03	9,227,533,399	32,096.79	9,127,364,855	0.64
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	524,853	15,690.40	8,235,157,502	16,954.00	8,898,360,596	0.62
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,651,873	4,809.82	7,945,222,713	5,186.77	8,567,892,423	0.60
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	89,789	70,458.76	6,326,422,228	90,503.36	8,126,206,909	0.57
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	362,619	25,751.53	9,337,997,263	22,331.91	8,097,976,069	0.56
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	102,435	58,611.21	6,003,839,933	78,215.73	8,012,029,050	0.56
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	95,024	59,287.83	5,633,767,018	75,525.07	7,176,694,898	0.50

アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,199,868	4,564.94	5,477,326,501	5,961.54	7,153,070,676	0.50
アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	208,228	26,134.54	5,441,944,391	33,760.10	7,029,800,143	0.49
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	189,599	41,621.31	7,891,359,221	36,748.84	6,967,544,775	0.49
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	150,598	38,419.93	5,785,966,118	44,061.87	6,635,630,251	0.46
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	389,449	20,431.21	7,956,917,472	16,816.34	6,549,108,238	0.46
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	908,176	6,911.57	6,276,925,237	7,007.09	6,363,674,873	0.44
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	84,217	55,556.71	4,678,819,762	73,810.56	6,216,104,176	0.43
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	94,815	45,065.75	4,272,909,569	63,128.69	5,985,547,463	0.42
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	982,891	6,476.99	6,366,175,425	5,862.56	5,762,265,422	0.40
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	904,842	6,077.83	5,499,478,787	6,343.81	5,740,150,433	0.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	3.18
	素材	3.92
	資本財	5.83
	商業・専門サービス	1.24
	運輸	1.89
	自動車・自動車部品	2.51
	耐久消費財・アパレル	1.90
	消費者サービス	1.67
	メディア・娯楽	6.93
	小売	5.67
	食品・生活必需品小売り	1.41
	食品・飲料・タバコ	3.52
	家庭用品・パーソナル用品	1.63
	ヘルスケア機器・サービス	4.43

	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.60
	銀行	5.71
	各種金融	4.56
	保険	2.80
	不動産	0.36
	ソフトウェア・サービス	12.23
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.06
	電気通信サービス	1.41
	公益事業	2.71
	半導体・半導体製造装置	5.42
	小計	94.59
投資証券		2.20
合計		96.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 3年11月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2112	買建	1,166	アメリカドル	272,136,446.18	30,960,963,482	271,153,300	30,849,110,941	2.15
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602112	買建	60	カナダドル	15,517,645	1,385,104,993	15,313,200	1,366,856,232	0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2112	買建	981	ユーロ	42,208,688.4	5,420,017,677	40,279,860	5,172,336,822	0.36
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2112	買建	90	オーストラリアドル	16,644,847.5	1,353,059,653	16,231,500	1,319,458,635	0.09
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	FTSE100 2112	買建	154	イギリスポンド	11,196,379.8	1,696,923,322	10,957,100	1,660,658,076	0.12
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2112	買建	80	スイスフラン	9,914,318	1,221,939,694	9,791,200	1,206,765,400	0.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

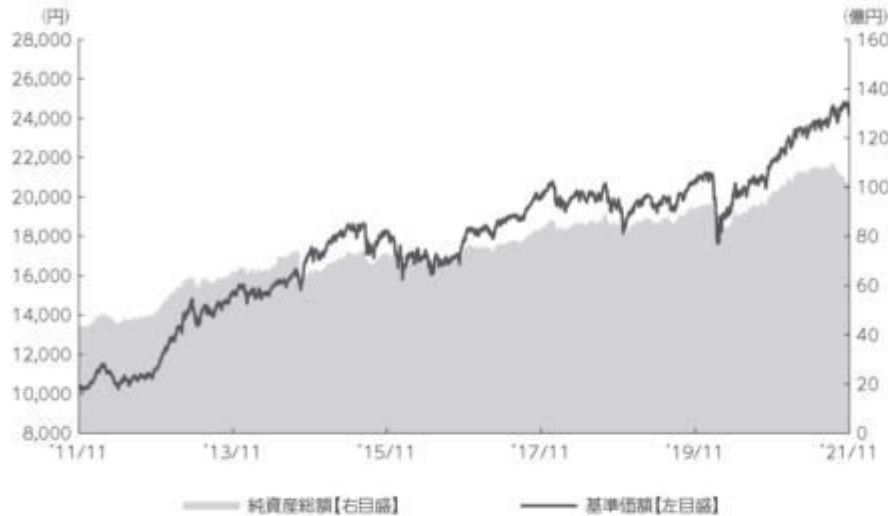
参考情報



運用実績

2021年11月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2011年11月30日～2021年11月30日



■基準価額・純資産

基準価額	24,161円
純資産総額	99.5億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 5月	0円
2020年 5月	0円
2019年 5月	0円
2018年 5月	0円
2017年 5月	0円
2016年 5月	0円
設定来累計	60円

●分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内株式	34.1%
国内債券	32.4%
外国株式	19.4%
外国債券	9.9%
コールローン他 (負債控除後)	4.2%
合計	100.0%

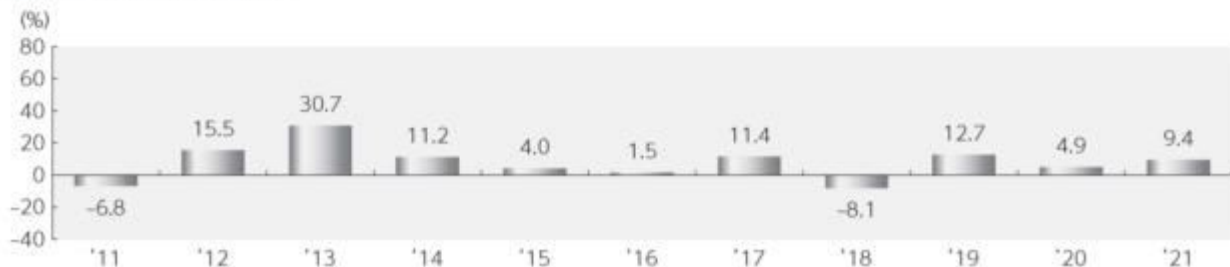
組入上位通貨	比率
1 円	69.9%
2 アメリカドル	19.6%
3 ユーロ	5.9%
4 イギリスポンド	1.5%
5 カナダドル	0.9%
6 スイスフラン	0.6%
7 オーストラリアドル	0.6%
8 スウェーデンクローネ	0.2%
9 デンマーククローネ	0.2%
10 香港ドル	0.2%

組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.3%
ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.1%
APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	0.9%
キーエンス	株式	電気機器	日本	0.8%
MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.8%
第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.4%
第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
第356回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
第146回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.3%
第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	0.9%
債券先物取引 (買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2021年は年初から11月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（令和3年5月13日から令和3年11月12日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）】

(1)【中間貸借対照表】

	(単位：円)	
	第20期 [令和 3年 5月12日現在]	第21期中間計算期間末 [令和 3年11月12日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	342,885,486	331,091,466
親投資信託受益証券	10,187,782,165	9,881,127,733
未収入金	11,936,778	11,115,704
流動資産合計	10,542,604,429	10,223,334,903
資産合計		
	10,542,604,429	10,223,334,903
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,932,189	17,819,452
未払受託者報酬	2,774,561	2,964,049
未払委託者報酬	16,647,308	17,784,217
未払利息	108	376
その他未払費用	199,710	213,347
流動負債合計	34,553,876	38,781,441
負債合計		
	34,553,876	38,781,441
純資産の部		
元本等		
元本	4,534,590,080	4,117,938,948
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,973,460,473	6,066,614,514
（分配準備積立金）	3,070,454,992	2,598,175,891
元本等合計	10,508,050,553	10,184,553,462
純資産合計		
	10,508,050,553	10,184,553,462
負債純資産合計		
	10,542,604,429	10,223,334,903

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	(単位：円)	
	第20期中間計算期間 自 令和 2年 5月13日 至 令和 2年11月12日	第21期中間計算期間 自 令和 3年 5月13日 至 令和 3年11月12日
営業収益		
受取利息	850	621

	第20期中間計算期間 自 令和 2年 5月13日 至 令和 2年11月12日	第21期中間計算期間 自 令和 3年 5月13日 至 令和 3年11月12日
有価証券売買等損益	931,606,212	712,719,630
営業収益合計	931,607,062	712,720,251
営業費用		
支払利息	51,222	39,884
受託者報酬	2,506,207	2,964,049
委託者報酬	15,037,161	17,784,217
その他費用	180,382	213,347
営業費用合計	17,774,972	21,001,497
営業利益又は営業損失（ ）	913,832,090	691,718,754
経常利益又は経常損失（ ）	913,832,090	691,718,754
中間純利益又は中間純損失（ ）	913,832,090	691,718,754
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	22,033,277	69,705,865
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,120,693,603	5,973,460,473
剰余金増加額又は欠損金減少額	312,749,118	440,002,867
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	312,749,118	440,002,867
剰余金減少額又は欠損金増加額	190,381,004	968,861,715
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	190,381,004	968,861,715
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,134,860,530	6,066,614,514

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第20期 [令和 3年 5月12日現在]	第21期中間計算期間末 [令和 3年11月12日現在]
1. 期首元本額	4,354,321,897円	4,534,590,080円
期中追加設定元本額	606,365,554円	317,563,638円
期中一部解約元本額	426,097,371円	734,214,770円
2. 受益権の総数	4,534,590,080口	4,117,938,948口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第20期中間計算期間 自 令和 2年 5月13日 至 令和 2年11月12日	第21期中間計算期間 自 令和 3年 5月13日 至 令和 3年11月12日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第20期 [令和 3年 5月12日現在]	第21期中間計算期間末 [令和 3年11月12日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第20期 [令和 3年 5月12日現在]	第21期中間計算期間末 [令和 3年11月12日現在]
1口当たり純資産額	2.3173円	2.4732円
(1万口当たり純資産額)	(23,173円)	(24,732円)

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年11月12日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,567,540,286
国債証券	518,018,129,650
地方債証券	34,222,396,954
特殊債証券	31,851,570,116
社債証券	30,508,509,000
派生商品評価勘定	418,900
未収利息	600,637,191
前払費用	503,909,320
差入委託証拠金	5,280,000
流動資産合計	618,278,391,417
資産合計	618,278,391,417
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,267,700
前受金	280,000
未払解約金	518,165,471
未払利息	2,921
流動負債合計	519,716,092
負債合計	519,716,092
純資産の部	
元本等	
元本	458,725,529,731
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	159,033,145,594
元本等合計	617,758,675,325
純資産合計	617,758,675,325
負債純資産合計	618,278,391,417

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年11月12日現在]
1. 期首	令和 3年 5月13日
期首元本額	233,376,402,849円
期中追加設定元本額	250,671,848,228円
期中一部解約元本額	25,322,721,346円
元本の内訳	
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定型）	6,243,364,143円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）	7,709,840,378円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（成長型）	1,908,211,764円
三菱UFJ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	48,675,478,751円
三菱UFJ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	56,947,857,958円
三菱UFJ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	22,177,645,849円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	192,502,395円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型）	156,249,243円
三菱UFJ 国内債券インデックスファンド	2,454,025,021円
eMAXIS 国内債券インデックス	6,555,423,789円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	3,277,682,228円
eMAXIS バランス（波乗り型）	277,808,113円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	10,407,829,733円
三菱UFJ 国内債券インデックスファンド（確定拠出年金）	35,938,057,128円
コアバランス	2,413,803円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	3,338,405,587円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）	1,409,260,037円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）	554,140,624円
eMAXIS Slim 国内債券インデックス	11,414,593,041円
国内債券セレクション（ラップ向け）	3,889,704,445円
eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）	10,459,309,607円
つみたて8資産均等バランス	4,681,036,964円
つみたて4資産均等バランス	1,454,671,605円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	6,014,935円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	1,194,537円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	130,501円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）	1,517,067,216円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）	527,947,091円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）	187,551,845円
三菱UFJ DC年金バランス（株式15）	2,390,792,580円

	[令和 3年11月12日現在]
三菱UFJ DC年金バランス(株式40)	1,935,789,349円
三菱UFJ DC年金バランス(株式65)	778,002,047円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)	160,836,314円
三菱UFJ DC年金バランス(株式25)	571,263,415円
国内債券インデックスファンド(ラップ向け)	806,344,806円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)	32,463,819円
ラップ向けインデックスf 国内債券	3,690,602,167円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(保守型)	866,926,931円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(標準型)	946,087,534円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(積極型)	2,007,378円
三菱UFJ DC年金バランス(株式80)	149,657円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)	97,813,407円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)	105,076,539円
eMAXIS 債券バランス(2資産均等型)	68,930,289円
eMAXIS バランス(4資産均等型)	802,656,477円
eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)	1,236,686,968円
eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)	702,747,883円
eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	1,361,022,556円
eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)	181,367,441円
eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)	24,288,570円
三菱UFJ 日本債券ファンドVA(適格機関投資家限定)	9,134,897,367円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)VA(適格機関投資家限定)	130,588円
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資家限定)	61,964,093円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	11,069,300,113円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型(適格機関投資家限定)	1,032,162,128円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型(適格機関投資家限定)	4,965,164,092円
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	125,596,791,058円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型(適格機関投資家限定)	540,391,385円
三菱UFJ バランスファンド55VA(適格機関投資家限定)	21,399,653円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投資家限定)	2,294,050円
三菱UFJ バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	4,813,751,193円
三菱UFJ バランスファンド20VA(適格機関投資家限定)	3,173,467,395円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション(適格機関投資家転売制限付)	4,457,188,710円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	343,763,019円
MUKAM 日本債券インデックスファンド2(適格機関投資家限定)	12,898,244,359円

	[令和 3年11月12日現在]
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2(適格機関投資家限定)	3,188,200,370円
マルチアセット運用戦略ファンド(適格機関投資家限定)	1,881,522円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07(適格機関投資家限定)	464,386,656円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09(適格機関投資家限定)	463,972,979円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11(適格機関投資家限定)	464,110,790円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01(適格機関投資家限定)	464,145,255円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03(適格機関投資家限定)	465,909,803円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05(適格機関投資家限定)	464,386,656円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07(適格機関投資家限定)	462,394,023円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09(適格機関投資家限定)	463,079,203円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	17,070,478円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)VA	32,308,334円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	8,301,872円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	13,702,986円
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限定)	40,419,735円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限定)	98,607,636円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限定)	34,062,964円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限定)	66,761,859円
三菱UFJ <DC>日本債券インデックスファンド	4,246,642,294円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定型)	2,008,340,342円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定成長型)	4,068,691,893円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(成長型)	2,417,791,050円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(積極型)	1,532,177,370円
合計	458,725,529,731円
2. 受益権の総数	458,725,529,731口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年11月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 3年11月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	1,214,040,000		1,213,200,000	840,000
	合計	1,214,040,000		1,213,200,000	840,000

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
 原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報）

	[令和 3年11月12日現在]
1口当たり純資産額	1.3467円
(1万口当たり純資産額)	(13,467円)

TOPIXマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和3年11月12日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	130,234,059,521
株式	796,211,302,410
派生商品評価勘定	192,006,400
未収配当金	6,458,180,077
未収利息	1,634,690
その他未収収益	134,072,771
差入委託証拠金	389,550,000
流動資産合計	933,620,805,869
資産合計	933,620,805,869
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,009,100
前受金	76,070,000
未払金	2,507,448,935
未払解約金	629,624,673
未払利息	148,181
受入担保金	125,999,488,782
流動負債合計	129,218,789,671
負債合計	129,218,789,671
純資産の部	
元本等	
元本	342,692,320,209
剰余金	
剰余金又は欠損金()	461,709,695,989
元本等合計	804,402,016,198
純資産合計	804,402,016,198
負債純資産合計	933,620,805,869

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 新株予約権証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和3年11月12日現在]
1. 期首	令和3年5月13日

[令和 3年11月12日現在]

期首元本額	225,762,178,704円
期中追加設定元本額	222,120,842,933円
期中一部解約元本額	105,190,701,428円
元本の内訳	
三菱UFJ トピックスインデックスオープン	6,394,628,632円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	925,969,093円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	3,540,907,662円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	3,280,594,729円
三菱UFJ トピックスオープン(確定拠出年金)	3,518,203,479円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	7,219,203,043円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	31,078,202,573円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	38,127,734,551円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	117,261,252円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	277,221,339円
ファンド・マネジャー(国内株式)	28,116,579,109円
eMAXIS TOPIXインデックス	7,075,637,799円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,065,770,381円
eMAXIS バランス(波乗り型)	127,424,358円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	2,317,578,418円
コアバランス	502,826円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	411,536,769円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	495,618,543円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	375,251,344円
eMAXIS Slim 国内株式(TOPIX)	18,346,774,430円
国内株式セレクション(ラップ向け)	2,404,533,006円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	6,570,860,348円
つみたて日本株式(TOPIX)	5,421,937,159円
つみたて8資産均等バランス	2,944,810,716円
つみたて4資産均等バランス	883,225,719円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2,520,498円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	4,137,781円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	4,224,657円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	318,124,673円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	274,261,091円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	155,138,829円
三菱UFJ DC年金バランス(株式15)	250,290,203円
三菱UFJ DC年金バランス(株式40)	673,516,477円
三菱UFJ DC年金バランス(株式65)	1,016,513,348円

[令和 3年11月12日現在]

eMAXIS Slim 全世界株式(3地域均等型)	636,714,776円
三菱UFJ DC年金インデックス(国内株式)	857,891,946円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)	160,988,127円
三菱UFJ DC年金バランス(株式25)	93,731,731円
国内株式インデックス・オープン(ラップ向け)	12,970,925,265円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)	32,793,537円
ラップ向けインデックスf 国内株式	2,684,461,977円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(保守型)	42,004,106円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(標準型)	218,565,945円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(積極型)	141,938,195円
三菱UFJ DC年金バランス(株式80)	1,093,487円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式抑制型)	1,619,576,085円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式重視型)	3,638,045,286円
三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)	341,826,953円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション(KAKUSHIN)	1,139,528,303円
三菱UFJ バランス・イノベーション(債券重視型)	668,348,478円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)	20,539,362円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)	124,717,775円
eMAXIS バランス(4資産均等型)	486,611,235円
eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)	132,278,557円
eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)	154,849,515円
eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	499,128,163円
eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)	404,111,931円
eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)	791,187,050円
三菱UFJ トピックスオープン	1,038,899,926円
三菱UFJ DCトピックスオープン	9,557,059,044円
三菱UFJ トピックスオープンVA(適格機関投資家限定)	85,345,713円
三菱UFJ トピックスインデックスファンドVA(適格機関投資家限定)	7,571,702,027円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)VA(適格機関投資家限定)	59,976円
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資家限定)	24,226,633円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	6,530,187,629円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型(適格機関投資家限定)	150,140,500円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型(適格機関投資家限定)	1,932,685,663円
MUAM 日本株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	33,978,788,856円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型(適格機関投資家限定)	313,557,149円
三菱UFJ バランスファンド55VA(適格機関投資家限定)	4,183,538円

	[令和 3年11月12日現在]
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投資家限定)	1,342,762円
三菱UFJ バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	303,341,887円
三菱UFJ バランスファンド20VA(適格機関投資家限定)	609,738,664円
MUAM インデックスファンドTOPIXi(適格機関投資家限定)	8,726,654円
MUKAM バランス・イノベーション(株式抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	4,116,559,846円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	1,511,370,692円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション(適格機関投資家転売制限付)	629,009,294円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	76,548,112円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家限定)	1,793,065,263円
MUKAM バランス・イノベーション(債券重視型)(適格機関投資家転売制限付)	173,507,427円
MUKAM 日本株式インデックスファンド2(適格機関投資家限定)	2,851,326,550円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2(適格機関投資家限定)	489,451,841円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)2(適格機関投資家転売制限付)	133,030,736円
マルチアセット運用戦略ファンド(適格機関投資家限定)	216,537円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-04(適格機関投資家限定)	132,871,806円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-11(適格機関投資家限定)	127,188,830円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07(適格機関投資家限定)	46,429,550円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2020-07(適格機関投資家限定)	127,484,342円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09(適格機関投資家限定)	44,538,578円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11(適格機関投資家限定)	44,528,647円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01(適格機関投資家限定)	42,496,065円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03(適格機関投資家限定)	40,946,418円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05(適格機関投資家限定)	42,775,442円
MUKAM 日米コアバランス 2021-07(適格機関投資家限定)	501,735,585円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07(適格機関投資家限定)	41,544,745円

	[令和 3年11月12日現在]
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09（適格機関投資家限定）	38,386,516円
三菱UFJ TOPIX・ファンド	5,540,690,239円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	3,456,728円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	13,366,334円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	5,237,632円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	11,723,621円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA1	699,047,794円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA	149,602,947円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	9,423,228円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	77,174,011円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	7,433,005円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	46,426,179円
三菱UFJ <DC>TOPIX・ファンド	1,602,511,750円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	410,428,046円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	1,671,048,384円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	1,522,444,759円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	1,307,676,036円
三菱UFJ DC国内株式インデックスファンド	51,901,077,453円
合計	342,692,320,209円
2. 貸付有価証券 貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っております。 株式	121,862,512,870円
3. 受益権の総数	342,692,320,209口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年11月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>

区分	[令和 3年11月12日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 3年11月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	10,291,610,000		10,477,890,000	186,280,000
	合計	10,291,610,000		10,477,890,000	186,280,000

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報）

	[令和 3年11月12日現在]
1口当たり純資産額	2.3473円
(1万口当たり純資産額)	(23,473円)

外国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年11月12日現在]

資産の部

流動資産

[令和 3年11月12日現在]

預金	1,862,260,489
コール・ローン	3,182,070,294
国債証券	278,297,975,501
派生商品評価勘定	877,765
未収利息	1,359,139,507
前払費用	517,127,436
流動資産合計	285,219,450,992
資産合計	285,219,450,992
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	22,962,944
未払金	346,181,577
未払解約金	31,576,633
未払利息	3,620
流動負債合計	400,724,774
負債合計	400,724,774
純資産の部	
元本等	
元本	121,982,047,935
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	162,836,678,283
元本等合計	284,818,726,218
純資産合計	284,818,726,218
負債純資産合計	285,219,450,992

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 3年11月12日現在]
1. 期首	令和 3年 5月13日
期首元本額	87,094,050,705円
期中追加設定元本額	41,919,626,340円
期中一部解約元本額	7,031,629,110円
元本の内訳	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	267,782,144円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	527,513,443円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	322,563,373円
三菱UFJ 外国債券オープン	989,158,567円

[令和 3年11月12日現在]

三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	2,087,721,328円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	5,476,199,773円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	3,748,901,555円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	583,499,937円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	92,196,048円
ファンド・マネジャー(海外債券)	686,950,892円
eMAXIS 先進国債券インデックス	4,353,724,035円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,066,023,507円
eMAXIS バランス(波乗り型)	235,250,751円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	712,112,464円
コアバランス	1,412,848円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	145,786,164円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	82,293,135円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	46,620,137円
eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	15,193,235,934円
海外債券セレクション(ラップ向け)	3,493,940,654円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	6,553,760,482円
つみたて8資産均等バランス	2,933,620,284円
つみたて4資産均等バランス	873,351,029円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	554,896円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	344,090円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	75,263円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	71,563,049円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	38,021,817円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	17,973,328円
三菱UFJ DC年金バランス(株式15)	307,629,810円
三菱UFJ DC年金バランス(株式40)	397,346,165円
三菱UFJ DC年金バランス(株式65)	394,541,361円
三菱UFJ DC年金インデックス(先進国債券)	360,451,866円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)	17,803,359円
三菱UFJ DC年金バランス(株式25)	86,401,279円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)	3,598,050円
ラップ向けインデックスf 先進国債券	2,337,870,433円
三菱UFJ DC年金バランス(株式80)	645,101円
三菱UFJ 外国債券オープン(確定拠出年金)	2,838,162,408円
ワールド・インカムオープン	1,179,684,075円

[令和 3年11月12日現在]

三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	11,955,617,655円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド(毎月分配型)	439,411,423円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド(年1回決算型)	1,743,866,328円
eMAXIS バランス(4資産均等型)	481,755,349円
eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)	392,385,617円
eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)	164,127,863円
eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	116,173,886円
eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)	34,878,261円
eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)	13,994,146円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA(適格機関投資家限定)	1,701,483,295円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)VA(適格機関投資家限定)	8,935円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA2(適格機関投資家限定)	17,591,140円
MUAM 世界債券オープン(適格機関投資家限定)	366,932,331円
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資家限定)	29,767,977円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	2,176,294,599円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型(適格機関投資家限定)	1,444,142,659円
MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	30,364,742,304円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型(適格機関投資家限定)	633,491,653円
三菱UFJ バランスファンド55VA(適格機関投資家限定)	6,171,064円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投資家限定)	898,101円
三菱UFJ バランスファンド20VA(適格機関投資家限定)	1,861,251,140円
アドバンスト・バランス(FOFs用)(適格機関投資家限定)	78,512,490円
アドバンスト・バランス(FOFs用)(適格機関投資家限定)	119,794,744円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション(適格機関投資家転売制限付)	66,959,620円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	23,520,536円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2(適格機関投資家限定)	2,929,045,528円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2(適格機関投資家限定)	51,658,210円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	1,721,119円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)VA	4,420,439円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	1,484,088円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	1,443,038円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	23,536,825円
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限定)	9,308,042円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限定)	19,006,719円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限定)	14,716,016円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限定)	23,236,505円
外国債券インデックスファンドi(適格機関投資家限定)	1,893,815,244円

	[令和 3年11月12日現在]
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,888,565,199円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	203,043,740円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	558,059,406円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	435,498,618円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	163,431,249円
合計	121,982,047,935円
2. 受益権の総数	121,982,047,935口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年11月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 3年11月12日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	163,651,712		164,515,824	864,112
	カナダドル	7,299,872		7,262,088	37,784
	オーストラリアドル	9,164,662		9,163,990	672
	イギリスポンド	19,867,980		19,850,753	17,227
	シンガポールドル	4,211,360		4,218,305	6,945
	デンマーククローネ	3,166,488		3,164,580	1,908
	メキシコペソ	3,319,920		3,320,700	780
	ユーロ	2,903,971,512		2,881,072,087	22,899,425
	合計	3,114,653,506		3,092,568,327	22,085,179

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報）

	[令和 3年11月12日現在]
1口当たり純資産額	2.3349円
(1万口当たり純資産額)	(23,349円)

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年11月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	39,388,422,537
コール・ローン	2,666,947,520
株式	1,351,387,819,101
投資証券	30,932,934,235
派生商品評価勘定	1,220,390,521
未収入金	92,726,589
未収配当金	1,106,592,018
差入委託証拠金	9,563,305,553
流動資産合計	1,436,359,138,074

[令和 3年11月12日現在]

資産合計	1,436,359,138,074
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	106,216,014
未払解約金	493,642,708
未払利息	3,034
流動負債合計	599,861,756
負債合計	599,861,756
純資産の部	
元本等	
元本	311,900,216,282
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,123,859,060,036
元本等合計	1,435,759,276,318
純資産合計	1,435,759,276,318
負債純資産合計	1,436,359,138,074

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 3年11月12日現在]
1. 期首	令和 3年 5月13日
期首元本額	246,268,186,550円
期中追加設定元本額	107,550,475,783円
期中一部解約元本額	41,918,446,051円
元本の内訳	
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定型）	220,546,320円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）	923,232,711円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（成長型）	830,202,407円
MAXIS 海外株式（MSCIコクサイ）上場投信	3,162,997,077円
MAXIS 全世界株式（オール・カントリー）上場投信	1,913,751,584円
三菱UFJ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	1,719,456,177円
三菱UFJ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	9,584,218,234円

[令和 3年11月12日現在]

三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	9,648,785,374円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	61,532,194円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	147,502,328円
ファンド・マネジャー(海外株式)	18,606,073円
eMAXIS 先進国株式インデックス	12,086,393,910円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	1,081,060,815円
eMAXIS バランス(波乗り型)	236,504,726円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	1,466,245,402円
コアバランス	152,221円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	92,048,278円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	126,074,977円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	95,197,812円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	60,624,589,179円
海外株式セレクション(ラップ向け)	1,430,811,875円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	3,409,697,948円
つみたて先進国株式	11,148,905,084円
つみたて8資産均等バランス	1,530,035,683円
つみたて4資産均等バランス	446,346,878円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	1,484,113円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	2,447,634円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	2,536,043円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	80,231,565円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	69,871,323円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	38,402,718円
三菱UFJ DC年金バランス(株式15)	31,670,196円
三菱UFJ DC年金バランス(株式40)	204,533,360円
三菱UFJ DC年金バランス(株式65)	365,560,200円
eMAXIS Slim 全世界株式(除く日本)	19,201,420,697円
eMAXIS Slim 全世界株式(3地域均等型)	323,281,418円
三菱UFJ DC年金インデックス(先進国株式)	934,093,909円
eMAXIS Slim 全世界株式(オール・カンントリー)	62,064,692,935円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)	42,038,680円
三菱UFJ DC年金バランス(株式25)	26,685,198円
先進国株式インデックスファンド(ラップ向け)	13,868,484,925円
つみたて全世界株式	36,389,243円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)	8,444,056円

[令和 3年11月12日現在]

ラップ向けインデックスf 先進国株式	2,482,758,747円
三菱UFJ DC年金バランス(株式80)	1,217,580円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	22,860,973,957円
eMAXIS 全世界株式インデックス	3,216,523,676円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式抑制型)	934,295,272円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式重視型)	1,795,009,907円
三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)	357,863,776円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション(KAKUSHIN)	628,474,336円
三菱UFJ バランス・イノベーション(債券重視型)	341,445,929円
eMAXIS バランス(4資産均等型)	246,626,623円
eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)	66,687,884円
eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)	84,141,769円
eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	297,780,960円
eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)	234,330,753円
eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)	474,226,795円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA(適格機関投資家限定)	2,337,867,966円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)VA(適格機関投資家限定)	15,637円
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資家限定)	15,338,594円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	5,602,915,479円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型(適格機関投資家限定)	77,825,270円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型(適格機関投資家限定)	990,239,932円
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	12,647,795,966円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投資家限定)	693,137円
三菱UFJ バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	797,023,028円
MUAM 全世界株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	6,599,920,838円
アドバンスト・バランス(FOFs用)(適格機関投資家限定)	11,704,316円
アドバンスト・バランス(FOFs用)(適格機関投資家限定)	69,646,772円
MUKAM バランス・イノベーション(株式抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	2,356,176,562円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	870,702,202円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション(適格機関投資家転売制限付)	381,214,204円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	48,429,050円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家限定)	1,835,824,550円
MUKAM バランス・イノベーション(債券重視型)(適格機関投資家転売制限付)	89,284,146円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2(適格機関投資家限定)	2,255,545,324円

	[令和 3年11月12日現在]
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2（適格機関投資家限定）	300,534,195円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド（適格機関投資家限定）	11,597,654,439円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）2（適格機関投資家転売制限付）	77,059,611円
マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定）	110,656円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	2,185,765,226円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	892,779円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	3,434,779円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	1,538,233円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	3,768,759円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	37,233,270円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	2,434,980円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	19,671,376円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	3,849,920円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	24,196,354円
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	5,940,022,456円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	103,477,993円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	424,487,855円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	441,989,056円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	414,409,928円
合計	311,900,216,282円
2. 受益権の総数	311,900,216,282口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年11月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>（1）有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>（3）上記以外の金融商品</p>

区分	[令和 3年11月12日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 3年11月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	52,381,631,503		53,492,630,556	1,110,999,053
	合計	52,381,631,503		53,492,630,556	1,110,999,053

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 3年11月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	1,750,470,488		1,754,376,642	3,906,154
	カナダドル	102,910,073		102,485,913	424,160
	オーストラリアドル	65,393,583		65,314,200	79,383
	イギリスポンド	141,445,044		141,398,248	46,796
	スイスフラン	88,494,023		88,402,177	91,846
	スウェーデンクローネ	25,540,150		25,597,120	56,970

	デンマーククローネ	22,253,121		22,239,965	13,156
	ユーロ	284,672,831		284,540,502	132,329
	合計	2,481,179,313		2,484,354,767	3,175,454

(注)時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報)

	[令和 3年11月12日現在]
1口当たり純資産額	4.6033円
(1万口当たり純資産額)	(46,033円)

2【ファンドの現況】

【三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）】

【純資産額計算書】

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	9,962,820,189
負債総額	11,730,273
純資産総額（ - ）	9,951,089,916
発行済口数	4,118,618,078口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.4161
（10,000口当たり）	（24,161）

(参考)

日本債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	673,783,139,625
負債総額	17,200,693,148
純資産総額（ - ）	656,582,446,477
発行済口数	486,857,907,196口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.3486
（10,000口当たり）	（13,486）

TOPIXマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	844,339,832,430
負債総額	90,498,583,572
純資産総額（ - ）	753,841,248,858
発行済口数	339,857,276,922口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.2181
（10,000口当たり）	（22,181）

外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	288,305,504,620
負債総額	1,092,273,921
純資産総額（ - ）	287,213,230,699
発行済口数	124,003,328,500口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.3162
（10,000口当たり）	（23,162）

外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	1,434,621,198,915
負債総額	621,731,319
純資産総額(-)	1,433,999,467,596
発行済口数	316,659,507,871口
1口当たり純資産価額(/)	4.5285
(10,000口当たり)	(45,285)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等

2021年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	883	18,682,731
追加型公社債投資信託	16	1,396,838
単位型株式投資信託	85	369,615
単位型公社債投資信託	50	193,879
合計	1,034	20,643,063

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期

間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人
トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)				
	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		687,565		533,622

未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027
賞与引当金		933,517		933,381
役員賞与引当金		124,590		160,710
その他		701,285		691,143
流動負債合計		16,467,499		18,606,476
固定負債				
長期未払金		32,400		21,600
退職給付引当金		1,010,401		1,145,514
役員退職慰労引当金		130,784		117,938
時効後支払損引当金		238,811		245,426
固定負債合計		1,412,398		1,530,479
負債合計		17,879,897		20,136,956
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		25,847,605		26,951,289
利益剰余金合計		33,188,194		34,291,879
株主資本合計		79,921,039		81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)		第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		67,967,489		67,963,712
投資顧問料		2,385,084		2,443,980
その他営業収益		16,085		21,613
営業収益合計		70,368,658		70,429,306
営業費用				
支払手数料	2	27,106,451	2	26,689,896
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費				8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)		第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		90,965		170,807
受取利息	2	4,169	2	2,726
投資有価証券償還益		585,179		81,557
収益分配金等時効完成分		101,734		275,835

受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		19,987		12,504
営業外収益合計		867,845		609,239
営業外費用				
投資有価証券償還損		96,379		95,946
時効後支払損引当金繰入				16,395
事務過誤費		3,483		
賃貸関連費用		20,339		13,472
その他		1,920		2,932
営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186

株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
		別途 積立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
--	-----------------------	-----------------------

預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)

発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-

資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3) 金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
非積立型制度の退職給付債務	508,982	161,046
未積立退職給付債務	748,929	918,342
未認識数理計算上の差異	1,257,911	1,079,388
未認識過去勤務費用	203,136	161,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	419,405	354,043
	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る 退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
--	-----------------------	-----------------------

割引率	0.095～0.52%	0.051～0.59%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）及び第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）及び第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるた

め、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払(注1)	3,030,180千円	その他未払金	3,029,426千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	5,234,629千円	未払手数料	712,210千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注3)	583,270千円	未払費用	302,681千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払(注1)	3,492,898千円	その他未払金	3,425,136千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	5,128,270千円	未払手数料	772,495千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注3)	523,327千円	未払費用	290,120千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
							取引銀行	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金の預入(注2)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	-----------------	-------	-----------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）
三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	48,742,270
有価証券	1,291,000
前払費用	682,143
未収入金	166,605
未収委託者報酬	15,228,560
未収収益	694,402
金銭の信託	5,301,000
その他	226,759

流動資産合計		72,332,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	527,772
器具備品	1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,217,271
ソフトウェア仮勘定		1,478,970
無形固定資産合計		5,712,064
投資その他の資産		
投資有価証券		14,943,458
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	813,041
長期差入保証金		531,230
前払年金費用		224,272
繰延税金資産		733,199
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		17,586,969
固定資産合計		25,827,017
資産合計		98,159,759

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		663,405
未払金		
未払収益分配金		187,200
未払償還金		7,418
未払手数料		6,029,978
その他未払金		2,623,176
未払費用		5,348,002
未払消費税等	2	757,223
未払法人税等		702,806
賞与引当金		924,214
役員賞与引当金		65,985
その他		5,517
流動負債合計		17,314,927
固定負債		
長期末払金		10,800
退職給付引当金		1,204,214
役員退職慰労引当金		117,938
時効後支払損引当金		256,262
固定負債合計		1,589,215
負債合計		18,904,143
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131

資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	23,330,110
利益剰余金合計	30,670,700
株主資本合計	77,403,544

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
純資産合計	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723
営業費用	
支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費	653,911
営業雑経費	
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022
一般管理費	
給料	
役員報酬	202,454
給料・手当	2,828,313
賞与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635

旅費交通費		12,678
租税公課		232,446
不動産賃借料		364,289
退職給付費用		195,737
固定資産減価償却費	1	969,675
諸経費		193,083
一般管理費合計		6,628,807
営業利益		7,852,893

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日

至 令和3年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		203,195
受取利息		2,567
投資有価証券償還益		753,216
収益分配金等時効完成分		136,491
受取賃貸料		32,904
その他		4,621
営業外収益合計		1,132,996
営業外費用		
投資有価証券償還損		62
時効後支払損引当金繰入		21,921
事務過誤費		66,316
賃貸関連費用	1	7,921
その他		7,123
営業外費用合計		103,345
経常利益		8,882,544
特別利益		
投資有価証券売却益		522,323
特別利益合計		522,323
特別損失		
投資有価証券売却損		8,073
投資有価証券評価損		36,558
固定資産除却損		7,408
特別損失合計		52,039
税引前中間純利益		9,352,828
法人税、住民税及び事業税		2,700,962
法人税等調整額		172,220
法人税等合計		2,873,183
中間純利益		6,479,644

(3) 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687

会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計							3,621,178	3,621,178	3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	449,534	449,534	449,534
当中間期変動額合計	449,534	449,534	4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5. 収益および費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (1) 委託者報酬
投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
 - (2) 投資顧問料
顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項
- (1) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
 - (2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用
令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[会計方針の変更]

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

た。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

1 減価償却累計額

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
建物	661,109千円
器具備品	1,743,773千円
投資不動産	154,845千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	241,452千円
無形固定資産	728,222千円
投資不動産	3,012千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	709,808千円
1年超	354,904千円
合 計	1,064,712千円

（金融商品関係）

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	1,291,000	1,291,000	-
(2) 金銭の信託	5,301,000	5,301,000	-
(3) 投資有価証券	14,912,098	14,912,098	-
資産計	21,504,098	21,504,098	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	5,301,000	-	5,301,000
資産計	-	5,301,000	-	5,301,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,493,209	3,588,600	95,390
	小計	3,493,209	3,588,600	95,390
合計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、取得価額5,300,000千円）を含めております。
非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	374,587.58円
純資産の部の合計額(千円)	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	30,624.88円
中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2021年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
損害保険ジャパン株式会社	70,000 百万円	損害保険業務を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2021年5月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2021年11月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月15日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）の令和3年5月13日から令和3年11月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）の令和3年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年5月13日から令和3年11月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。